

鳥羽市議会行政常任委員会会議録

令和 5 年 3 月 1 3 日

○出席委員（12名）

委員長	浜口一利	副委員長	瀬崎伸一
委員	南川則之	委員	濱口正久
委員	片岡直博	委員	奥村敦
委員	河村孝	委員	山本哲也
委員	戸上健	委員	坂倉広子
委員	坂倉紀男	委員	世古安秀
議長	木下順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・濱口総務課長、寺本副参事、岡田室長、澤田副室長、中村補佐、栗原係長
- ・世古税務課長、中井補佐、大田係長
- ・榎健康福祉課長、北村副参事、大矢副室長
- ・勢力市民課長、片岡補佐、松川係長
- ・上村環境課長、山口補佐
- ・小竹教育長、岡本教委総務課長、平賀生涯学習課長、永野補佐
- ・村林建設課長、木田補佐、鳥羽補佐、中西係長
- ・奥村農水商工課長、舟橋補佐、榊原係長、岩尾主査

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係
書記 岡村 なぎさ

(午前10時00分 再会)

○濱口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第64号、鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について、議案第65号、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第66号、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例等の一部改正について、議案第67号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について、議案第68号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第69号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第70号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第71号、鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について、議案第72号、鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第73号、指定管理者の指定について（桃取コミュニティセンター）、議案第74号、指定管理者の指定について（畔蛸コミュニティセンター）、議案第75号、指定管理者の指定について（船津コミュニティセンター）、議案第76号、指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）、議案第77号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）、議案第78号、相互救済事業の委託についての議案15件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

本日は議事の進行の都合上、一部議案の順番を入れ替えて審査を行いますので、あらかじめご了承ください。また、議案が複数ある課については一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第64号、鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について、議案第65号、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 おはようございます。総務課長の濱口です、よろしく申し上げます。

それでは、総務課所管の各議案につきまして、説明のほうをさせていただきます。

なお、このたびの条例議案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正によるものでございまして、議案第64号及び議案第65号につきましては関連をしておりますことから、2議案を続けて説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず議案第64号、鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定についてでございます。

議案書のほうは、1ページから6ページになります。

1ページの下段になりますが、提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の施行に伴う必要な事項及び災害対策基本法の委任に基づく個人情報の提供に関する特例について定めるものでございます。

次に、7ページのほうをお願いします。議案書7ページでございます。

議案第65号、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

議案書は7ページから14ページまででございます。

7ページの下段のほうをご覧ください。

提案理由といたしまして、鳥羽市情報公開審査会と鳥羽市個人情報保護審査会を統合した諮問機関を設置するため、必要な事項について定めるものでございます。

これら二つの議案につきましては、冒頭でも申し上げましたとおり、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、個人情報の保護に関する規律が改正個人情報保護法に一元化され、令和5年4月から施行されますことから、鳥羽市個人情報保護条例を廃止いたしまして、必要な事項を定めるとともに、同条例に規定する鳥羽市個人情報保護審査会と、鳥羽市情報公開条例に規定します鳥羽市情報公開審査会を統合した諮問機関、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会を設置するために必要な事項を定めるものでございます。

なお、説明が重複するところもありますが、提出させていただきました資料のほうで少し説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料のほうをご覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、まず、条例制定の背景につきましてです。

これまで個人情報の取扱いにつきましては、国の行政機関であります独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者の個々の、それぞれの機関を対象とする法律や条例等により、その取扱いが別々に規定をされておりました。令和3年5月に法改正がありまして、これまで別々であった個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになりまして、改正法の規定が全国共通ルールとして適用されるものでございます。

まず、1ページの図表1をご覧ください。

個人情報保護制度の法体系では、これまでは所管がそれぞれ、総務省、個人情報保護委員会、各地方公共団体でございましたが、右側のように、個人情報保護委員会に一元化をされます。また、法令でも同様に、個々の法律及び条例に基づきまして取り扱っていたものを、一元化されました個人情報保護法で取り扱うこととなっております。

次、下の2、条例制定の理由でございます。

理由といたしましては、現在の個人情報保護条例を令和5年3月で廃止といたしまして、改正法で委任されました事項等を定める条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。2ページから3ページになります。

改正法が適用されます主な事項ということで、簡単に説明をさせていただきます。

まず、個人情報ファイル簿の作成・公表（義務）のところでございます。これまで同様に、個人情報の適正管理の観点から、旧条例で規定されておりました個人情報取扱事務届出書及び個人情報取扱事務登録簿での管理を継続することから、施行条例に規定しますとともに、1,000人以上の事務だけ個人情報ファイル簿を作成することとしております。

続きまして、3ページの中段辺りになります。

行政機関等匿名加工情報の作成・提供のところでございます。法では特定の個人を識別することができないようにした個人情報で、その情報を復元して特定の個人を識別することができないようにしたものということ

で、作成・提供ができるとしていますが、鳥羽市の旧条例にはこの規定はなく、かつ改正法において、この部分に関する規定については市町村においては任意となることから、当市といたしましては導入を見送っております。

次に、めくっていただきまして、5ページの上段になります。

開示決定等の期限、改正法第83条というところでございます。改正法では、原則請求があった日から30日以内となっておりますところ、旧条例では15日以内としておりましたが、施行条例のほうでは14日以内としております。また、期限の延長の部分で、やむを得ない理由により延長する場合は、これまでどおり30日以内としておりますが、一番下の期限の特例の部分におきましては、改正法では請求のあった日から60日以内となっておりますが、施行条例では請求のあった日から44日以内とするものでございます。

なお、これらの施行期日、両条例とも令和5年4月1日でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第64号について質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 4点ばかりお聞きします。

議案第64号ですけれども、総務課の説明資料で、この改正法の規定が全国共通ルールとして本市も適用するという説明です。これまでの鳥羽市の独自の条例で、何か不都合がありましたでしょうか。全国共通ルールにしなきゃいけないような、市として不都合があったかどうかです。

○浜口一利委員長 総務課長。

○濱口総務課長 全国共通ルールと法でもなったわけなんですけど、特に不都合ということはございませんでした。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、鳥羽市の今の条例、現条例は2001年4月に施行です。そうすると、それから2年たちます。全国共通ルールにしなきゃならないような場面に、担当課としてですよ、遭遇したということはないわけですね、ないと考えていいですね。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 鳥羽市の条例、個人情報保護条例は、本当に優れたものです。これをこの4月から廃止してしまって、全国共通ルールの条例、ひな形が国から来とるけれども、それにしなきゃいかんということなんです。担当課としては、これまでつくり上げてきた鳥羽市のこの優れた条例を廃止するということに対して、僕はこのじくじたるものがあつたんじゃないかというふうに思うんですけども、皆さん方の、当事者としての思いはどうでしょうか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○濱口総務課長 実を言いますと、私この条例のときにちょうど行政におりまして、一番最初にこの条例をつくらせてもらったという経緯があります。ただ、そのとき、本当にいろんなところの情報を集めまして、いろんなところのいいところを取って、鳥羽市の個人情報保護条例をつくったというふうに思っております。

でも、今回は国のほうの一元化ということで、特にこれまで、先ほども申し上げましたけれども、支障があったかとか何か問題があったかと言われると、特に今のところ、取扱事務に関しても特に大きな問題もございませんでしたので、確かにその当時のいろんなつくってきた経緯を考えますと、確かに苦労はあったんですが、そのまま全部そっくり一元化されて内容等も特に支障がないかなと思いますので、今回は特に問題なく移行させていただいたと思っています。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 内容についてということをおっしゃったけれども、一番変わったのは1条の定義ですわね。市の今の条例は、2条で定義をうたって1条は目的ですけども、これは何でこの条例をつくるのかというと、市民の知る権利、これをうたっております。それから、行政としての市民に説明する説明責任、これもうたっております。それから、市民の市政への市民参加、これをうたって、総じて開かれた市政にするために個人情報保護条例を制定するんだと、当時はこれを高らかにうたったわけです。

この1条、目的、定義、これを、この新しく提案されている条例の中には、ありませんわね。ないことに対して、担当課としてはどういう思いですか。ないということは、総務省から来た、国から来たひな形に、それはもう、定義は国のほうでつくるから、地方自治体を書く必要がないという通知があったから、それは削ったわけですか。そうですね。それ、皆さん方の思いはどうなんですか。それ、特に課長は、つくる当初からこれに携わって、こういう市民の開かれた市政にするために、市民の知る権利と、それから市の説明責任、これをうたい上げた、それが個人情報保護条例なんだと。そういう定義を、もう取っ払ってしまったということに対して、僕は内心じくじたるものがあるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○濱口総務課長 戸上委員言われる思いというのはよく分かるところなんです、やはり法改正のほうで、そういった改正がされた中で、私どもの思いを定義にうたっただけだと思えば、なかなかこうちょっとまた幅が広がったりとか、思いが余分な部分で出たりしますので、特にその辺はもうしっかり国のほうに準拠した形で、今回改正のほうをさせていただいております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 行政マンとしては、そこまでしか言えないというふうに思うんです。

それで、中身について、次2点お尋ねします。

この説明資料で、先ほど課長が説明なさった3ページの匿名加工情報の作成・提供、これを総務省のほう、国のほうは、そもそも強力で言うてきましたけれども、うちは導入を見送るんだと。これは僕はね、最大限の抵抗をしたんじゃないかというふうに思いますし、それから5ページの開示決定等の期限、これは国の30日と、もう最大限延ばしとるわけですか。しかし、これまで鳥羽市は15日以内と。それで、新しい施行条例でも請求があった日から14日ですから、変わらんわけですか、15日ということに。まあこれは、この2点はね、僕はよう踏ん張ったというふうに思うんですけども、このあたりはいかがでしょう。特に、匿名加工の作成ということは、国はこれを強力で推し進めとるわけですけども、それを鳥羽市はやらんというふうに判断なさった、その理由についても教えてください。

○浜口一利委員長 総務課長。

○濱口総務課長　すごくいいように言っていただく形になるんですが、もともとが、特例市とか大きな市は、もうそういったことが義務化されるような流れであったわけなんです、もともとの旧条例には、そういった部分がうちはありませんでしたので、今回は市町村というところは任意になるという部分でうたわれていましたので、それやったら特にそういったもので、加工とはちょっとかけ離れとる部分はありましたので、まあ、入れなくてもということで判断をさせていただきました。

以上でございます。

○浜口一利委員長　戸上委員。

○戸上　健委員　これまで22年間、鳥羽市独自の個人情報保護条例、これを営々としてつくり上げて、皆さんの力、議会もこれは賛成してつくり上げてきましたけれども、それ何のそごもないと、問題点もないと。にもかかわらず、国が今回共通ルール、一遍、平井総務大臣に、当時だけれども、全部それは、もう各地方自治体のやつはリセットするんだと。ほいで、国のほうでもう言うことを聞かすんだというような国会答弁しとるけれども、地方自治体に対する規制の最たるもので、これはとんでもない条例改正だと。市としては、どうしてもこれやらんならんもんでね、あんた方の立場も、僕はそれ、よう分かる。よう分かるけれども、こんなものを認めとったら、議会が、それこそ地方分権・地方主権、地方自治体の存立にかかってくるというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長　他に。

濱口委員。

○濱口正久委員　すみません、1点ちょっと確認させてほしいんですけども、今回の改正で、情報公開審査会と個人情報保護審査会が二つになったことによって、例えば災害時の対応であるとかそういうところで、何か新しく変わるのか、それがどういうふうによりよくなるのか、あんまり変わらへんのか、その辺のところをちょっと、もうちょっと。

○浜口一利委員長　今、64号。よろしい。

○濱口正久委員　どちらで聞いても、最初に聞いてもよかったんやけれども、最初の災害対策基本法に基づいてとあったので。すみません、それに対して何か。

○浜口一利委員長　総務課長。

○濱口総務課長　審査会自体が、今まで個々に二つちょうどあったのが、もう兼ねて一緒になって審査できるような審査会になりましたので、特にもう問題もなく、そのまま審議される形になるのかなというふうに思っています。

○浜口一利委員長　よろしいですか。

○濱口正久委員　はい。

○浜口一利委員長　他にございませんか。

(発言するものなし)

○浜口一利委員長　それでは、ないようですので、次に、議案第65号について質疑はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○**浜口一利委員長** それでは、ないようですので、次に、議案第67号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について、議案第68号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第69号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第70号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

北村副参事。

○**北村副参事** 健康福祉課子育て支援担当副参事の北村です。よろしく申し上げます。

健康福祉課の改正議案といたしましては、議案第67号から議案第70号までの4議案となります。

それでは、議案第67号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。

提案理由としましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をたく、本提案とするものであります。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

改正の内容としましては、子ども・子育て支援法第72条から第76条まで削除されたことに伴い、引用している条項の条ずれに対応し、第77条を第72条に改めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日からです。

続きまして、議案第68号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

提案理由としましては、民法等の一部改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をたく、本提案とするものであります。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

改正の内容としましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、懲戒権に関する規定が削除されることに伴う所要の改正のほか、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことに伴い、第19条第1項を第19条に改めるもの等でございます。

施行期日は、令和5年4月1日からです。

続きまして、議案第69号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書22ページをご覧ください。

提案理由としましては、民法等の一部改正、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をたく、本提案とするものであります。

新旧対照表の19ページをご覧ください。

改正の内容としましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、懲戒権に関する規定が削除さ

れることに伴う所要の改正をするものです。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、衛生管理等について規定するほか、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、当該事務に関係する法律の規定により、関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整備により改めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日からです。

続きまして、議案第70号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書25ページをご覧ください。

提案理由としましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものであります。

新旧対照表の22ページをご覧ください。

改正の内容としましては、放課後児童健全育成事業において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、衛生管理等について規定するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日からです。

以上、説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第67号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第68号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第69号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

家庭的保育事業者に対する安全計画の策定が、これ義務づけられます。鳥羽市の場合、家庭的保育事業所、これはどれだけあるのでしょうか。

○浜口一利委員長 北村副参事。

○北村副参事 今はございません。ただし、ここに「等」という言葉が含まれておりまして、「等」の中には小規模保育事業が含まれておりますので、鳥羽市の神島保育所が該当いたします。民間はないんですが、鳥羽市立の神島保育所は、今回のこの家庭的保育事業の中に含まれております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これ、保育所が独自に安全計画をつくらなければならないということになってはいますが、それつくるのは市と担当課でつくと、保育所にそういう負担がかかるということはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 北村副参事。

○北村副参事 今回の安全計画につきましては、ひな形的なものがございますので、それをこちらのほうで用意して、神島保育所と合同でつくらせていただきたいと思いますと思っております。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第70号についてご質疑はございませんか。
戸上委員。

○戸上 健委員 これも同じ質問なんですけれども、学童クラブ・学童保育所が安全計画をつくらなければなりません。そこに任されるのではなくて、市のほうが、担当課、子育て支援室がサポートして、共につくっていくという理解でよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 北村副参事。

○北村副参事 そのとおりでございます。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。
40分まで休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第66号、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例等の一部改正について、担当課の説明を求めます。

税務課長。

○世古税務課長 税務課、世古です。よろしく申し上げます。

提出議案の15ページをお願いいたします。

議案第66号、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例等の一部改正について説明させていただきます。

提案理由につきましては、租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく、本提案とするものです。

具体的には、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例をはじめ、三つの条例で租税特別措置法等を引用している条項のずれを整理するものです。引用している条項がほぼ同一のため、説明も重複しますが、ご了承ください。

改正内容につきましては、新旧対照表のほうで説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いします。

鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例、第1条関係になります。第2条の「第12条第3項の表の第2号」を「第12条第4項の表の第2号」に、「第45条第2項の表の第2号」を「第45条第3項の表の第2号」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改めるものです。

続きまして、新旧対照表の3ページをお願いします。

鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例、第2条関係になります。第2条の「第12条第3項の表の第3号」を「第12条第4項の表の第3号」に、「第45条第2項の表の第3号」を「第45条第3項の表の第3号」に改めるものです。

続きまして、新旧対照表の4ページをお願いします。

鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例、第3条関係になります。第1条の「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改めます。次に、第2条の「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に改めるものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとなっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第66号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、議案第71号、鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について、議案第73号、指定管理者の指定について(桃取コミュニティセンター)、議案第74号、指定管理者の指定について(畔蝸コミュニティセンター)、議案第75号、指定管理者の指定について(船津コミュニティセンター)、以上、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 市民課、勢力です。よろしくお願いいたします。

市民課所管分の4議案について、ご説明させていただきます。

まず、議案書のほうの28ページをご覧ください。

議案第71号、鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う出産育児一時金の支給額

の改定及び新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を再度延長したく、提案するものでございます。

議案書の29ページをご覧ください。新旧対照表のほうは24ページと25ページになるので、併せてよろしくお願いたします。

今回の議案については2条立てになっておりまして、まず第1条、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正については、出産育児一時金の支給額の改定でございます。近年の出産費用が上昇している中で、平均的な標準費用を賄えるようにするなどの観点から、国は産科医療補償制度を含めた出産育児一時金を、42万円から50万円に引き上げたものでございます。

新旧対照表の24ページをご覧ください。

出産にかかる費用負担分としての本来分であります40万8,000円を、8万円増の48万8,000円に改めるもので、施行期日は令和5年4月1日からするものでございます。

続きまして、第2条として、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、傷病手当金の支給の対象期間を再延長するものでございます。傷病手当金の支給に関する特例については、令和4年12月の議会におきまして、国の財政支援の適用期間の延長に伴い、傷病手当金の支給期間を令和5年3月31日までとしてご承認していただいております。このたび国の財政支援の適用期間が再延長されることとなりましたが、令和5年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症について5類感染症に位置づけられる方針を踏まえ、国の財政支援の適用期間が5月7日までと示されたことから、同日までに改めるものでございます。

新旧対照表の25ページをご覧ください。

令和5年3月31日までを令和5年5月7日までに改正するもので、施行期日については、公布の日からとさせていただきます。

なお、先ほどの第1条と今回の第2条について、予算措置についてなんですが、出産育児一時金については、当初予算のほうで42万円を算定して22名分の予算をお願いしているところですが、50万円にすることになって増額しなければいけないところですが、42万円と50万円が混同すること、また近年出産数がちょっと減少していることから、当初予算の中で賄い、不足が生じた場合は、補正なり流用なり等で対応したいと考えております。

傷病手当金については、例年補正で、140万円ほどの補正も計上させていただいたんですが、支給期間が短いこと、また金額が少額であること等を踏まえ、今回については補正予算の計上はさせていただいておりませんので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第73号です。

議案書のほうは33ページをご覧ください。

議案第73号、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は桃取コミュニティセンターで、指定管理者は桃取町内会会長、山下浩氏でございます。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間でございます。

当桃取コミュニティセンターの指定管理につきましては、平成23年度から桃取町内会に管理・運営をお願いしており、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となるため、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、施設の性格・機能等を考慮し、引き続き桃取町内会を指定管理者に指定したものでございます。

続きまして、議案書34ページをお願いします。

議案第74号、指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は畔蛸コミュニティセンターで、指定管理者は畔蛸自治会会長、瀬崎豊一氏でございます。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間でございます。

畔蛸コミュニティセンターの指定管理につきましては、平成23年度から畔蛸自治会に管理・運営をお願いしており、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となるため、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、施設の性格・機能等を考慮し、引き続き畔蛸自治会を指定管理者に指定したく、本提案とするものでございます。

続きまして、議案書35ページをお願いします。

議案第75号、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は船津コミュニティセンターで、指定管理者は船津町内会会長、木本伸一氏でございます。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間でございます。

船津コミュニティセンターの指定管理につきましては、平成25年度から船津町内会に管理・運営をお願いしており、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となるため、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、施設の性格・機能等を考慮し、引き続き船津町内会を指定管理者に指定したく、本提案とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第71号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、議案第71号について、ちょっとお尋ねいたします。

新旧対照表24ページのところの改正、これ両方に今までであったかと思うんですけども、これ、36条の規定を勘案して必要があると認めたときに、これに1万2,000円を加算するものとありますけれども、これ、必要と認めたときってどういうときなんですかね。

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 産科医療補償制度という形の保険みたいなもので、基本全ての方が入られております。ですの

で、入らなかった場合は1万2,000円の支払いがないんですけども、今ほとんどの方が入られておりますので、全て42万円、支払いをさせていただいております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、もう別に特段手続が必要というわけではないということですね。そちらで、もう把握しているということなんでしょうか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 出産できなかった場合等で医療補償制度の対象じゃない場合が、支払いの対象にならないという場合があります。ですので、出産された方は、基本的には全て医療制度のほうの保険に入っておりますので、その請求が国民健康保険連合会のほうから来ますので、そちらのほうで支払いをさせていただいております。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第73号についてご質疑はございませんか。

桃取コミュニティセンター、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第74号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 次に、議案第75号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第72号、鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

環境課長。

○上村環境課長 環境課、上村です。よろしくお願いたします。

提出いたしました議案について説明させていただきます。

議案書の30ページをお願いいたします。

議案第72号、鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、提案理由といたしましては、堅神火葬場の霊安室、こちらに遺体用冷蔵庫がございますので、この冷蔵庫の運用を開始するため、所要の改正をしたく、本提案するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の26ページをお願いいたします。

第5条において、引用している現行の別表第1、第2を、改正案の別表第1のとおり改正します。改正後の第1表では、火葬炉の使用のほか、これまでの第2表に規定のあった和室の使用料及び新規で霊安室の使用について規定いたします。また、市内外や年齢区分の明示、改葬に当たっての使用料の明示を行っております。

また、備考欄についても、現行の別表1及び2で規定されていたものをまとめさせていただきました。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日からとし、経過措置については規定しておりません。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第72号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

山本委員。

○山本哲也委員 すみません、霊安室をというところで、新規にこう書いていただいとるかなと思うんですけども、これ今までは逆にどうしとったんですか。これ、あったのに使っていなかったのか、その辺の、今までにどういう問題があって、今回こういうところを直してもらったかというところを教えてください。

○浜口一利委員長 山口課長補佐。

○山口課長補佐 お答えいたします。

まず、行旅死亡人用に健康福祉課所有の冷蔵庫、遺体用冷蔵庫が今まで置いてあったんですけども、警察と海上保安部がそれぞれ冷蔵庫を設置したということで、特に行旅死亡人で使うということがなくなったということです。それであれば、あまりその件数はないですけども、一般に使えたほうがいいかなというところで、そこをちょっと条項として加えさせていただいたという流れです。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 これ、いろいろとこのコロナの加減もあって、置く場所とかというところで課題も出てきたところかなと思うんですけども、今回こういうふうになるということで、最近あったような課題となつたようなところというのは、解消されることにつながるんですか。

○浜口一利委員長 環境課長。

○上村環境課長 委員からご心配いただいた、まずコロナの関係でこういうふうな使用があったのかということですけども、これまでコロナで亡くなられた方というのは、そのまま病院や施設から仮に搬送されてきまして、直ちにそのまま火葬にさせていただいておりますので、そういったようなご心配というのはなかった状況です。これまでの状況では、もうあくまでも身元不明で火葬オーケーとなるまでの間に収めていたという、そういうふうな状況だけですので、特に現状での心配というようなどころには当たっておりません。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 いろいろと課題があったというふうに僕聞いとるんですけども、例えばコロナで亡くなった方の遺体を置く場所がないというところで、どこに置くかとかというところで、置ける・置けないという話で、いろいろ聞いとったんですが、霊安室とかあるのにも関わらず使わせてもらえへんだとか、そういういろんな加減を聞いてみてですね、そういう課題が出てきとる中で、その辺を使えるようにという形でつくってもらったかなと思ったんですけども、そういうわけじゃないということですか。

○浜口一利委員長 環境課長。

○上村環境課長 ちょっと、そういうような状況があったのかどうか、私どもと情報の違うような、あったのかと思うんですけども、ちょっと私どものほうにはそういった情報というのが入っておりませんので、ちょっ

と回答、困るような状況です。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 分かりました。またちょっと、それぞれのケースは……

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 山本委員と一緒に話なんですけれども、課長のちょっと認識を改めてもらいたいのは、要望はあったんですよ。あったんですけれども、それをコロナ、病院から出して、もう病院は出してくれと。それをどこに持っていったらええんや、右往左往された市民がおるんです。実際、我々のレベルでは相談があるんです。ただ、課には届いていないのは、そういった受皿がなくて、何とか葬儀社にお願いして、方々回って、市外で預かってもらって、そこから焼きに持っていくというのが実際あったんで、市民のニーズとしてはあったんです。あったんですけれども、課までは届いていないだけなんで、その辺はいい改正をしてもらったんで、上手に運用していってもらったらどうかなというふうに思うんですけれども。

○浜口一利委員長 環境課長。

○上村環境課長 ご意見ありがとうございます。この運用で、ご自宅に帰ることのできないご遺体については、また運用をうまくやっていきたいということで、よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 はい、お願いします。

よろしいですね。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第76号、指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）、議案第77号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）、担当課の説明を求めます。
生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 生涯学習課、平賀です。よろしくお願いします。

議案第76号、指定管理者の指定についてということで、説明資料のほうを別で作らせていただいておりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

○浜口一利委員長 はい、続けてください。

○平賀生涯学習課長 資料に基づき説明させていただきたいと思います。

資料のほうの2ページをお願いします。

鳥羽大庄屋かどやの概要といたしまして、かどや、旧廣野邸なんですけれども、これは1825年に建築された、再来年には築200年を迎える建物です。平成16年に主屋2棟と附属屋を含む敷地650平米が鳥羽市に寄贈され、平成18年に国の登録有形文化財に登録されました。その後、平成22年から平成24年にかけて改修が行われ、平成25年5月1日の開館より、指定管理者制度により、管理・運営をかどや保存会に委託をしております。

設置の目的は、文化財の保存と郷土の文化に関する意識の向上、文化活動の交流の場を設置することにより、活力に満ちた地域社会づくりに寄与することとなっています。

資料のほう、3ページをお願いします。

次期の指定管理期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とし、管理・運営を委託するに当たり、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き、現指定管理者であるかどや保存会をお願いしたいとするものです。

資料のほう、4ページをお願いします。

現管理者を再度指定する利点としまして、選定評価に基づき4点述べさせていただきます。

まず1点目は、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上についてです。これまでの実績を見ても、各種展示や催事等は、市の観光拠点として観光客が心地よい時間を過ごせるよう配慮されています。また、市民向けの講座の開催や地元の文化活動の推進等、地域に根差した社会教育活動、施設の運営が行われており、大庄屋かどやについての知識が豊富で、来館者への説明が適切に行われることが見込まれます。

2点目は、施設の効用を最大限に発揮できるものとして、かどや保存会が地元の藤之郷地区の住民を中心に組織された団体であり、旧廣野家住宅を拠点に港町として栄えた鳥羽の歴史を次世代に伝えることを目的に、施設の知識を生かし、保存と同時に鳥羽で培われてきた伝統や文化を未来につなぐ情報交流の場として活用できます。

3点目の、施設の適切な維持管理並びに経費の削減では、かどや保存会として、業務と指定管理業務を兼務して施設内で行うことにより、小修繕などの維持管理や人件費の圧縮による効率的な運営を行っています。

4点目は、施設の管理を安定して行う能力については、当該施設が鳥羽市に寄贈されてから全てのイベント運営に携わった実績・経験とノウハウも持ち合わせており、今後も安定した管理・運営業務が期待できます。

これらのことから、令和5年度からの指定管理についても、現管理者へ運営を委託することで、今後もその目的を効果的かつ効率的に達成していくことが期待できるため、引き続き、かどや保存会を現指定管理者として選定したいと考えています。

資料の5ページをお願いします。

事業収入の推移について記載をしました。事業収入については、令和元年度・2年度は、コロナ禍の影響もあり、自主事業が思うように開催できませんでしたが、令和3年度以降は感染症対策を実施しながら開催し、コロナ禍以前より多くの収入を上げることができました。

事業支出については、令和2年度・3年度の休館中に畳の交換や修繕を行うことにより管理費が増加していますが、令和4年度は光熱費の増加が主な要因で増加しています。

資料のほう、6ページをお願いします。

令和3年度以降の指定管理料の推移を記載してあります。これからの予算案にも関係しますが、令和5年度は光熱費及び人件費の増加を見込み、9万2,000円増の378万1,000円を見込みました。令和6年度・7年度2か年で、次の758万円を予定しています。

資料7ページから16ページには、令和2年度からこれまでの展示・教室等の状況を記載しました。実績としまして、令和2年度は4月11日から5月31日まで51日間の休館があったわけなんですけれども、展示12件、教室・イベント18件、参加者は710人でした。

令和3年度は、5月24日から5月31日まで、それと8月27日から9月30日まで、計35日間休館をしましたが、展示15件のうち2件を中止、1件を延期しております。教室・イベントは17件、参加者は927人でした。

令和4年度は、展示13件、教室・イベント20件、参加者は1,231人となっております。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号、指定管理者の指定についてということで、次は鳥羽市立海の博物館の説明をさせていただきます。こちら資料のほうを用意していますので、資料のほうをお願いします。生涯学習課2とされた資料になります。

資料のほうの2ページをお願いします。

海の博物館の概要についてですが、海の博物館については、昭和46年、海に来た先人たちの知恵や歴史・文化を後世に伝える博物館として、小浜町に建設をされております。昭和60年には、漁撈用具や漁村の振興、生活用具など6,879点が国の重要有形民俗文化財の指定を受けています。平成4年には、現在の浦村町に移転し、約1万8,213平方メートルの敷地に、展示棟をはじめ、収蔵庫や研究管理棟など8棟の建物を要し、築31年目を迎えます。館内には、海女や漁村文化などを含む6万点を超える実物資料や11万点を超える記録資料があり、そのうち2,000点が展示されています。

海の博物館の設置の目的は、歴史、芸術、民俗、自然産業文化等に関する資料を収集、保管、展示し、一般公衆の利用に供するとともに、教育、学術、文化の発展に寄与することとなっております。また、海の博物館の性格としまして、市民だけでなく観光客の受入れも多く見られることや、以前は民間運営がなされていた経緯から、市内においては公的な教育施設というよりは、観光施設の一つと見る向きもあります。

市として産業の活性化は重要課題であり、当然海の博物館にも市外の方々に地域の魅力を発信し、観光業の振興に寄与する役割は記載されていますが、本施設を設置した目的としては、社会教育施設としての機能の発揮であり、条例においてもそのような位置づけというふうになっています。

資料のほう、3ページをお願いします。

平成29年10月より、その管理・運営が市に移管されて以来、指定管理者制度により管理・運営がなされてきています。指定管理者制度を活用する目的は、海の博物館の運営に当たり、施設の設置目的を考慮しつつ、より効果的な管理を行うとともに、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることとしています。

次期の指定管理期間としましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間としています。指定管理者の指定につきましては、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、現指定管理者である公益財団法人東海水産科学協会について、地域等の活力を積極的に活用した管理により事業効果が期待できることから、引き続き、現指定管理者を公募によらない指定管理者としたいと考えています。

資料のほう、4ページをお願いします。

現指定管理者を再度指定する利点について、5点述べたいと思います。

1点目は、収蔵資料や漁村文化・漁業にかかる造詣の深さです。海の博物館は、国の重要有形民俗文化財に指定されている伊勢湾、志摩半島、熊野灘の漁撈用具をはじめとし、漁村の暮らしを今に伝える収蔵物を多く

有していますが、その収集に携わり、地域の漁村の暮らしぶりの変遷を間近で見て調査・研究をしてきた現指定管理者は、当該収蔵物の説明者として最適であり、収蔵資料をはじめ、当地域の漁村文化や海産物に関する造詣という点では、現指定管理者を超えて説明をできる者はいないというふうに考えられます。また、指定管理を受けてからは離島の調査を行い、神島、坂手島、菅島の三つの特別展を実施しました。現指定管理者と漁業者との今までの付き合いがあることから、各漁村から古い写真を提供してもらうこともスムーズに行えたというふうに考えています。

2点目は、海洋教育の拠点、海女文化の情報発信の拠点の造成です。現指定管理者は、海の博物館の市立化以前から、海洋教育の拠点づくりとして東京大学とも関わりがあり、鳥羽市の海洋教育構想の立ち上げにもメンバーとして加わり、海の博物館での体験メニューの開発と提携を行ってきています。地元の水産業者と連携して各作業場の見学、地元漁協に許可を得た磯体験などが地域に根を下ろし、漁業者や漁協と対話しながら取組をしてきた現指定管理者だからこそ提供できるメニューといえます。また、現指定管理者は、以前から当地域の重要な歴史、民俗文化でもある海女漁の継承や情報発信にも尽力しており、鳥羽市、志摩市及び関係団体で構成する海女振興協議会にも常任委員として参加しており、漁業振興、海女文化振興及び観光振興を図るといった目的の下、海藻類を中心とする「海女もん」の高付加価値化、市場での取扱強化にも協力してきた経緯があります。令和3年度からは、各漁村の海女さんとの強いつながりを生かし、海女文化を知る体験を海女さんから直接受けることができる海女ガイド事業を行うことで、海女さんの収入の一助にもなっています。

3点目は、建築物の価値を最大限に高めて伝えられる施設の案内人であるということです。本建物は、日本を代表する建築家、内藤廣氏の設計によるものであり、令和3年度に日本建築家協会のJIA25年賞を受賞するなど、非常に高い評価を受けています。そのため、建築物の見学を目的に訪れる人も少なくありません。また、結婚式の前撮りスポットとしても選ばれるなど、撮影場所としての評判も高まってきています。現指定管理者は、建設時に内藤氏と協議をしながら設計を進めていたこともあり、建物の特性や工夫を細かく語ることができる建物の見学者へのガイド対応も可能です。また、施設のメンテナンスを行っていく上で、現指定管理者の依頼であれば、内藤氏に改修時の指導や博物館での講演、施設案内に協力いただくこともでき、小修繕に関しても、建物を熟知している現指定管理者だからこそ、適切な対応ができると考えています。

4点目は、三重大学とのつながりを保持できる団体であるということです。平成30年3月に、三重大学の伊勢志摩サテライト海女研究センターが本博物館の施設の一部に設置されました。市立化以前より、現指定管理者は三重大学と海女研究等で共同研究を行っており、海女研究センター設置後も、活動の一環として、博物館が保有する海女関係資料の整理とデジタルアーカイブ化を進めていただいております。その事業の成果として、博物館のほか、石鏡町、国崎町、志摩市波切町において古写真展を開催し、写真展の開催時に実施した地元への聞き取り調査についてまとめた報告書の刊行を行っています。これは、現指定管理者だけでできる事業ではなく、三重大学と伊勢志摩サテライト海女研究センターとの深いつながりがあってこそできる事業です。写真展を開催したことで、地元への貢献にもつながっています。そのため、引き続き、海女文化の情報発信を行っていくためにも、大学との関わりが大きい現指定管理者に、当該センターも設置されている海の博物館の運営を任せることは、市として意義があると考えています。

5点目は、経費面からの効率性です。現指定管理者が指定管理料と入館料との収入で運営している現在の運

営状況は、登録博物館として社会教育的な成果を上げ、コストを抑えつつ効率的に運営させると考えています。資料のほう、5ページをお願いします。

平成30年度以降の事業収入の推移について記載をしました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、入館料収入は令和元年度と比較すると500万円ほど減少となっているものの、体験学習収入は増加しております。これは、小中学校の教育旅行がコロナ禍により移動制限がかかったために、近距離化したことによるものです。教育旅行が増えたことで、学びの場として役割を十分に発揮しているほか、課題となっていた学校現場への博物館の周知を広めることもできました。また、売店収入では、オンラインショップを開始し、アワビの稚貝のピンバッジ商品がヒットしたことで、売店の収入を減少させることなく経営できました。令和4年度以降は、事業収入合計で3,000万円を超える見込みとなったことは、現指定管理者の努力によるものといえます。

以上5点から、現指定管理者を再度指定する理由としました。

参考資料としまして、資料6ページには令和3年度以降の指定管理料の推移について記載しました。令和5年度は光熱費及び人件費の増加を見込み、293万4,000円増の1,105万5,000円を見込みました。令和6年・7年度についても、2か年で2,172万4,000円というふうに見込ませていただいております。

資料7ページには、関係団体との取組として、三重大学海女研究センターと連携した海女ガイド事業や、石鏡町・国崎・波切で実施した写真展の様態を記載しております。

続いて、資料8ページには、入館者の実績や学校教育旅行の実績、体験メニューの利用人数、SNSを活用した情報発信によるフォロワー数、資料9ページにはグラフ資料を記載しましたので、参考にしていただきたいというふうにお願いします。

全体的に見まして、V字回復とまでは行かないんですが、コロナ禍以前の状況に戻りつつあるというふうに考えておりまして、まだ伸び代はあるなというふうに思っています。

以上、説明となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○浜口一利委員長 両議案とも、資料とともに詳細な説明をいただきました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第76号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第77号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、説明資料をいただいて、細かく説明していただいたんですけども、4ページのところかな、現指定管理者を再度指定する利点を聞かせてもらって、ちょっともう、ばっって早かったんで。最終的に、5番目の経費面からの効率性というところが、ちょっといまいよく分からなかったんで、もう少しちょっと詳しく説明していただけますでしょうか。どういうところが、経費のところから効率性があるのかというところをお願いします。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 これまでの経緯からして、これまで800万円弱というところでしたけれども、人数的に見ると、学芸員の人件費それから事務職員の人件費等も含めて800万円で委託できるというのは、非常に効率的だなというふうに思っていますし、来年度からについては、やはり電気代が増加して、人件費もちょっと増加を見てということで、ちょっと増加はさせていただきましたけれども、まだまだ相対的に見て安いというふうには思っております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、現在のその今の体制からいくと、経費面から考えても効率性があるということでよかったですね、今の説明は。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 はい、そのとおりです。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 指定管理料の推移のところなんですけれども、課長おっしゃったように、800万円そこそこのところで、現指定管理者も本当に努力してもらって、いろんな工夫をしてもらってここまで持ってきてもらっているというの、私も承知しています。

ただ、この指定管理制度を導入する経緯に当たって、いろいろあったわけですよね。それで、ここの指定管理料を、単純にざくっと人件費が増えました、光熱費が増えました、これぐらい、二百九十何万円増やさせてもらいますというのが……例えば、委員長これは、当初予算に上がっている予算の内容も含まれてくるんですけども、ただ、ここで話を聞かないと判断しかねるんですけれども、どういうふうに質問させていただくのが一番いいんでしょうか。

○浜口一利委員長 条例だけやから。

○河村 孝委員 この後、表決があるわけですよね。そこ、例えば、その1,100万円のうちの二百九十何万円増える、令和5年以降増えるというところでの、課長の説明では人件費と光熱費というところなんですけれども、どれぐらいの割合が人件費で、どれぐらいの割合で光熱費……一応、資料にはトータルの金額は載せてもらっているんですけれども。

○浜口一利委員長 200万円以上、300万円近く増えているというのが資料に出ていますので、範囲内で教えてください。

○河村 孝委員 よろしいですか。

○浜口一利委員長 詳しく質問、お願いします、はい。

○河村 孝委員 よろしいですか。人件費がどういった部分でこれだけ増えてしまうのか、それで光熱費がどれぐらいの割合で、この290万円に占めるのかというのを、ちょっと金額も大きいんで、その辺をもう少し詳しく説明していただければと思うんですけれども。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 すみません、今ちょっと詳しい資料を持っていないので、また後ほど説明させていただきます。

ます。

○浜口一利委員長 積算が出とるんだけどもな。

はい。

○河村 孝委員 予算委員会ではないんで、そういう質問が出てくる想定外だったのかも分かりませんが、資料もつけていただいているんで、その辺は積算の根拠を持つといていただきたかったなと思います。

非常にその団体さん、頑張っているんで、応援したいんですよ、私も。応援したいし、すごくポテンシャルを持って、課長が言うように、これからもっともっと伸び代がある施設になりつつあるというところで、よく頑張っているのはよく分かるんです。ただ、それを、ざっくり指定管理料を増やしますというだけで、はい、そうですかというところは、指定管理制度を導入するときの経緯から考えると、もう一回ちゃんと仕切り直さんといかんのと違うのかなというふうに私は感じています。教育長、どうですか、その辺は。

○浜口一利委員長 教育長。

○小竹教育長 委員おっしゃる、そのご指摘のとおりだというふうに考えておまして、基本的にこの光熱費の高騰が大体2割ぐらいというふうに言われていますし、最低賃金も値上がるということでございますので、今ちょっと資料が、申し訳ございません、全体的なその人件費・光熱費が今幾らで、そこに幾ら上乘せしたんかということ、ちょっと今資料がございませんので、改めて説明はさせていただきたいと思っております。

これ、予算決算常任委員会の前に資料を提出させていただいたほうがよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 できたら早くいただければいいと思います。お願いします。

○小竹教育長 分かりました。じゃ、その辺、資料をきちんと提出できるようにさせていただきたいと思っております。

概略そういうことでございますが、委員の皆様にご納得いただけるような資料について示させていただきたいというふうに思いますので、この場はご容赦いただきたいというふうに思います。

○浜口一利委員長 詳しいことは、資料をいただいた予算決算常任委員会で、まずこの質問が出ると思うんで、そのあたりはしっかりした資料をお願いしたいということなんですけれども、今回でも金額が、もう300万円近く増えている中で、何がどう、何で増えたかってぐらいの、資料をつけやんでもええけれども「こんな形で増加する点がございまして、このような金額にさせていただきました」ぐらい理由は説明してほしかったというところだけ、お願いしたいと思っております。

河村委員、その辺りでよろしいですか。

○河村 孝委員 はい、委員長おっしゃっていただいたんで、私からは以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第78号、相互救済事業の委託について、担当課の説明を求めます。

建設課長。

○村林建設課長 建設課長の村林です。よろしくお願いたします。

それでは、議案書38ページをお願いいたします。

議案第78号、相互救済事業の委託についてでございます。

次のとおり、地方自治法第263条の2第1項に規定する相互救済事業の委託について、議会の議決をお願いするものでございます。

事業名は、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業でございます。

委託の相手先は、東京都港区虎ノ門二丁目3番17号、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構となります。以下、住宅火災共済機構というふうに、ちょっと略させていただきます。

対象となる財産は、市が管理する公営住宅、小集落改良住宅及び特定公共賃貸住宅並びに共同施設のうち必要なものとなります。

提案理由といたしましては、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構に委託したく、地方自治法第263条の2第1項の規定により、本提案とするものでございます。

これまで、市営住宅及び共同施設等における火災、その他の災害による損害につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託しておりましたが、公的賃貸住宅が火災、自然災害等により損害を受けた際に、総合救済事業を行う住宅火災共済機構の補償内容を確認しましたところ、市営住宅等の維持管理においては、この住宅火災共済機構のほうが内容が有利であると。例えば掛金とか、あと特典等もありまして、助成金が出るというようなことで有利であるということから、委託先を変更いたしたく、本提案をさせていただくものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第78号についてご質疑はございませんか。

課長のほうから説明あったところなんですけれども、変更する理由の説明をいただいたんですけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、説明員入室のため、暫時休憩いたします。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第64号、鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第64号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第65号、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第65号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号、鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第66号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第67号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第68号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第68号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第69号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第69号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第70号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第70号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第71号、鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第71号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第72号、鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第72号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第73号、指定管理者の指定について（桃取コミュニティセンター）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第73号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第74号、指定管理者の指定について（畔蛸コミュニティセンター）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第74号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号、指定管理者の指定について（船津コミュニティセンター）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第75号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号、指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第76号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第77号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号、相互救済事業の委託について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第78号については原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

それでは、その他の通告が出ていますので、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

(午前11時42分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

その他の項に入ります。

ドライブへ共有してありますとおり、発言の通告がまいておりますので、順次発言を許します。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 それでは、私のほうから1点、説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最近、志摩市の安乗以南、志摩市及び南伊勢も含めて、そういう海域で磯焼けの進行が、いろいろ新聞とかテレビ等でも報道されております。そこで、鳥羽海域での藻場の状況と今後のそれに対してどうしていくかということの対策について、お伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○浜口一利委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 世古委員よりご質問いただくということで、資料を作らせていただきました。行政常任委員会、農水商工課という資料をご覧くださいと思います。

水産研究所の岩尾のほうで、これ決して藻場に特化して調査をしているわけではないんですけども、各所の海に不定期に潜ったり、磯歩きをする中で見てきた状況を取りまとめさせていただきました。

また、先般、海女振興協議会の海女さんの部会である「里海を創る海女の会」が開催され、私も参加してきました。海女さんの代表者さんが今、御座の海女さんなんですけど、その海女さんからは、挨拶の中で「私が見る限り、高温が何か原因が分かりませんが、腐って解けたというふうなことが多いと思っている」というような発言、ご挨拶があったり、また三重大の先生からは「東海地方で健全な藻場が残っているのは、静岡まで含めて、もうこの鳥羽だけだ」というような発表もありました。全国で磯焼けの研究がされているものの、再生ですとか保全について、なかなかうまくいっているところがないという報告もございました。このあたり、また後ほど考察のところで、今できることは何なのかなというところ、このあたりの考え方も述べさせていただきます。

それでは、岩尾のほうから状況を説明させていただきます。

○浜口一利委員長 岩尾主査。

○岩尾主査 お願いします。

資料の地図があるところから説明させていただきます。

現状は、磯焼けが確かに鳥羽市海域ではあって、畔蛸、相差など南のほうで、その状況が顕著です。浦村、安楽島、坂手島なんかでも一定以上。坂手島は、もう一周ぐるっと磯焼けの状態があります。さらに、外洋に

面しているんですけども、国崎、石鏡それから答志、菅島は、磯焼け、魚による食害を受けている藻場は確かにありますが、まだ豊かな藻場があります。地図で示した黄色いところが、その影響が、海藻がよく枯れているところ。緑も、よく魚にかじられたり枯れている状況が見られるところ、青いところも、全然無傷ではないですけども、かなり豊富な、先ほどの説明あったような志摩市御座とか静岡伊豆のほうに比べると、全く被害を受けていないと言ってもいいぐらいの藻場があります。

次、原因ですけども、これ、かじられている部分の写真ですけども、アイゴなんかの海藻を食べる草食性の魚類のかじり痕やアイゴの群れが頻繁に確認されることから、魚による食害が原因の一つです。また、浮泥といって、プランクトンの死骸、それから養殖しているカキなんかのふんとか体液、粘液、そういう生物由来の細かい断片とか砂などが結合した軽い物体が海の中に浮いていますけれども、そういうものが近年非常に増加しています。海底に堆積したり、海藻に積もったりしています。そのせいで、海藻の新規加入が妨げられているという状態があります。ウニは確かに、漁師さんとか海女さんから聞くと、増えたというふうに聞いていますが、調査した結果、そんなに増えていないので、そんなにというか、ほぼ増えていないので、ウニの影響というのは鳥羽ではあまりないと、今のところ見えています。

次の資料ですけども、これは今日、豊かな藻場の写真もいっぱい僕、撮っているんですけども、特にそうじゃない部分、磯焼けがある部分の説明を写真でさせていただきます。相差の池尻といって、的矢湾のほうに向いた側です。畔蛸とそのままつながっているようなところ。その調査を定期的に行っているの、説明します。

これは、2012年2月、冬の相差池尻です。非常に多様な種類の海藻が茂っています。次にあるように、クロアワビなどもいます。ここはクロアワビを示したいというよりも、この岩の表面が非常にきれい、きれいというか、海藻とか付着動物とかがついていますけれども、浮泥がたまっていないきれいな状態というのが、そのとき観察されました。

次、2016年ですけども、2016年も同じような時期に同じ場所です。少し汚れがありましたが、海藻も多く、動物も豊富にいました。

次、飛んで2020年。本当は2018年も17年も調査していますが、示して分かりやすいような写真がなかったので省きました。18年、19年も海藻が生えていました。そして、資料にある20年ですけども、11月に相差、同じところに潜ったら、かなり魚に食べられているのと、あと下のほう、海藻の根元付近が灰色というか黄土色というか、白っぽくなっているのが確認できると思いますけれども、これが浮泥です。浮泥がしっかりたまっている状態で、魚にかなり食べられていました。ただ、その池尻全体がこうではなくて、一部このような場所があるという感じでした、当時は。それで、ところどころ、次の資料にあるように葉っぱがなくて、これが志摩とかの海女さんたちが言う「解けたような状態」と思います。これも、かじられた後、何か感染、感染というか、天然でバクテリアなんかに侵されて崩れている状態。

次の資料が、ウニ。これは温かい尾鷲とか熊野、南伊勢なんかでは、普通に今までいたガンガゼです。鳥羽でガゼというウニではなくて、ガンガゼというの長いウニですけども、これは普通、鳥羽にいないんですけども、これが見られました。ただ、これも非常に少ないので、これのせいでなくなっているわけではないですけども、今後増えないか見ていかないといけません。

次も、そうですね、次も浮泥が多い状態。この状態では、海藻の胞子がたとえ適した時期に放出されても海底に付着しにくくて、次世代が海藻の群落、藻場に参加していくのが難しくなります。

次は2021年の夏、8月です。同じ場所、やはり海藻がいっぱいかじられていて、魚にかじられている痕が見られました。あるいは、次の資料にあるように、地元の人なんかはただ「藻」と呼ぶ、アカモクとかヒジキの仲間ですけれども、ホンダワラという海藻の仲間も根元付近までかじられています。茎は頑丈で、そんなにおいしくないというか、あまり食べないんですけれども、それも根元付近まで魚によってかじられています。当然、浮泥も多かった。

2022年ですね、これも昨年秋。一部海藻がなかったという状況が、その前年2021年まではそうだったんですけれども、この年は、池尻はもう全然海藻がなくなりました。そのとなりの畔蛸もなくなって、志摩市ですけれども、安乗のほうも海藻が的矢湾側はなくなりました。そういう状態です。

次が一番最近ですけれども、2022年12月。昨年末ですけれども、潜ったら、状況は変わっておらず、大きい海藻はほとんど生えていません。アラメ、カジメ、ホンダワラの仲間はほとんど生えていませんでしたが、ホンダワラの仲間の新芽、この春以降大きくなるだろうと思われる新芽がいっぱい確認されました。アラメもちょっとでも生えていたらいいなと思って探しましたが、アラメの新規加入は、1時間ぐらい潜りましたが、見つけれませんでした。

ただ、次、これなんかも分かりにくいですが、ちょっと赤っぽい、朱色っぽい、何か小っちゃいものが写真に写っていますけれども、これも海藻の新芽です。これも、汚いとあまり生えない海藻なんですけれども、この新芽も見られたので、汚れてはいるが痩せているわけでもないクロアワビも割と数が見られて、地元の人たちも、アワビが増えたように、よく見かけるように思うと。それは、海藻がなくなったせいで目立つというものあるんですけれども、痩せているわけでもないアワビが幾つか見られたので、この春以降、また草原のように藻場に戻るかもしれないなと思っています。

最後に考察、文字だけで載せましたが、まとめになりますけれども、現在磯焼け及び生物多様性の低下は、温暖化を含む気候変動に影響を受けている部分が大きいです。また、人為的な影響。これ、人為的な影響というのは、例えば山、山地の荒廃であるとか、河川流域の開発、田畑の開発等による河川水の変化、栄養であるとか流れの変化ですね。それから、養殖による水質悪化、これは鳥羽海域だとカキですね、マガキが多いと水質悪化します。こういうのが影響して、浮泥が増えていることなんかの影響していると思われます。どちらの影響に関しても、原因を根本から取り除くことは非常にハードルが高くて、全国的に拡大している磯焼けを鳥羽市だけうまく対処できるというような方法は、今のところない、考えにくいです。

その中でも、藻場の再生・保全を実施していくのに大切なことは、観察をして、まだ生えそうな場所やその兆しを発見すること。それから、その取組、地域の取組であるとか、漁協が取り組んでいることなどを評価して、記録して、次に生かすように考えることです。この部分において、漁業者等の取組に対して水産研究所がお力添えすることは、十分できていると思っています。

今、協定6者で共同研究する「ブルーカーボン貯留量の自動計測」による藻場のデータの蓄積や、来年度購入を予定している水中ドローンなども活用していくことができると思います。

最後に、別の観点になりますけれども、これは大事だと思いますけれども、大自然に面している観光地として、

この変化や状況をつぶさに観察し、その結果を多様な人々に伝えて、多くの人、いろんな立場の人で考えていく契機を与え続けることにも、非常に大きな意味があると思われます。

以上で説明を終わります。

○浜口一利委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 このような形でまとめさせていただきましたが、これらのほかにも、相違のほうで地域の方がアイゴ、食害をするアイゴを商品化、食べるとおいしいので商品化すると、そういったことにも力を、私たちのほうも一緒にしてやっているところでございます。

以上です。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ありがとうございます。非常にこれ聞いて、写真でも見て、藻場がどんどん少なくなっているというふうなことが本当に実感。

岩尾博士が、考察の中で最後におっしゃってみえるということが大事というふうに言ってみえましたがけれども、一つ、岩尾さんが答えられるかどうか分からないんですけども、こういう状況の中で、そしたら漁民とか漁協、鳥羽市というのは、どういうふうな、この状況を回復したり育てていくということに対しては、どんなことができるのかなというふうなところでですけども、岩尾さんのほうからは、市とか漁協に関してはあれですけども、そのところで答えられることがあれば、お願いしたいと思います。

○浜口一利委員長 岩尾主査。

○岩尾主査 鳥羽市は今、太平洋側でも貴重な藻場が残っている場所ですので、地域だけ、鳥羽がどう、志摩市がこういうやり方って、そこだけ見るんじゃなくて、うまくいっていない地域が多いですけども、地域間で本当にどうなっている、どうなってきた、いつから枯れた、どこの入江はまだ残っているという情報、それから研究者とかあるいは漁師さん、鳥羽の場合は海女さんもいますけれども、いろいろなそれぞれの海の状況を意見交換したり、情報交換、実際に見てみたり話を聞くということが、まず大事だと思います。大きく何か海に投入するとか、海に入って見るのはいいんですけども、大きく動く前に、できるだけいろんな地域で情報交換等をするのがいいと思います。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ありがとうございます。

それと、ちょっともう一点だけ最後にお伺いさせていただきますが、こういう藻場を造成するという、そういう事業に対して、以前は答志島の漁協の青年部がいろいろとやっておられた、努力されていたということも聞いておりますけれども、そういう藻場造成のことにに関して、国や県のほうから何かそういう情報はないか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○浜口一利委員長 榊原係長。

○榊原係長 農水商工課水産係、榊原です。

国・県の藻場再生の取組なんですけれども、まずソフト事業としましては、漁業者等のグループが行う藻場の維持再生の取組を支援する水産多面的機能発揮対策事業がございます。こちらは、国・県・市が負担して、先ほど委員おっしゃっていただいたとおり、答志島であったりとか、菅島であったりとか、アラメ、カジメと

か、そういった再生の取組を支援する事業がございます。

また、ハード事業としましては、三重県が特定漁港漁場整備計画を定めており、この中で藻場造成等の整備事業に取り組んでいます。この計画では、伊勢湾の干潟・浅場の造成のほか、外海域における藻場の造成などにより、良好な生物生息環境の創出を図ることを目的としております。この計画期間は、令和4年から令和13年までとなっております。干潟・浅場を15ヘクタール、藻場を26ヘクタール造成を目指しており、市内では国崎地区が整備予定箇所として計画に入っております。事業としては、来年度以降で基礎調査を行うというふうに県から伺っております。

以上です。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ありがとうございます。藻場がなくなれば、アワビとかサザエとか様々な生物の、やっぱり取れる量も少なくなってくるということが想像できるわけですけども、これを守るために、今後とも、また市としても、ぜひ県や国とも連携しながら、ぜひ進めていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○浜口一利委員長 世古委員のほうから質問もあったんですけども、鳥羽海域の磯焼けの現象について現状の説明と、また定点の観測ということで、相島の地域も2016年から観測を続けている状況も説明を受けました。まだ少し昼は回ったんですけども、皆様方でこの件に関して質問があれば、まだ続けたいと思いますけれども、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質問あんの。はい、どうぞ。

○河村 孝委員 考察によるところで、その磯焼け、気候変動の影響を受けている部分が大変大きいというところで、海水温の上昇であったりだとか、三重大学の松田先生なんかは、黒潮の大蛇行がまだ収まっていないというところでの、その海水温の上昇のところの影響を多々受けているとは思んですけども、今回、志摩市のほうが、もう全くの磯焼け状態になってしまって、アワビだけではなくてイセエビもいなくなって、もうウツボだけになったというニュースも多々出ています。その辺の、志摩市との情報共有であったり連携を今までどのようにやってきたのか、これからどういうふうにやっていくのか。志摩市が磯焼けを起こしてしまったわけなんで、それをどうやって志摩市が回復していくのか、またうちがどうやって予防していくのかというところは、参考になるところがたくさんあると思うんですけども、その辺の情報の共有はどういうふうになっていますか。

○浜口一利委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 海女振興協議会等で、どういう状況になっているかということの確認ということは進めております。また、ちょっと会ったときとか、そういうレベルの話なんですけれども、志摩市の水産担当さんも、お金どんだけかけてでも、何とかできるもんならしたいんやけれども、何とも手がないんさなというようなことは言ってらっしゃいました。聞かせていただいとる限り、そういう状況かなと思っています。

私のほうは、その程度です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 この今まで残っている、藻場が残っているところと、ある漁師さんが言うんだけど、刺し網漁、要するに、アイゴだけを取り上げてもらっていましたが、アイゴだけじゃなくて、グレ、イスズミ、ブダイの仲間等々がその辺の海藻の天敵でもあるということも、もうご承知のところやと思うんですけども、そういった魚、食害になる魚を、刺し網を入れていることによって海藻をガードしているのではないのかという漁師さんもみえるんですけども、その辺の考察というか研究というのはなさっていますか。

○浜口一利委員長 ちょっと難しいな。

農水商工課長。

○奥村農水商工課長 ちょっと、そこまではしていませんね。

○浜口一利委員長 だそうです。はい。

○河村 孝委員 そこを全滅さすというのは、なかなか難しいと思うんですけども、生態系も崩れるんで。一遍ちょっと調査・研究してほしいと思うのは、そういった海藻の、特に新芽をついばんでしまうような魚が、刺し網を入れることによって間引かれていくというところでの磯焼けとの関係性を、ぜひそこに着眼点を持って調べていただきたいというのが一点と、当然今回、海女さん、漁師さんたちのイセエビもアワビも単価がよかったです。ただそれは、志摩市が磯焼けを起こしたおかげで鳥羽市にそれだけの需要が来たというところで、本意では僕はないと思うんですよ。やっぱりみんながよくならんといかんと思うんで、実際、鳥羽市もそういったことが起こる可能性があるんで、引き続き調査・研究を続けていただくとともに、何とか傷んできとるところの藻場再生も、地元の漁協、漁師さんや海女さんたちと協力しながら、並行してやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○浜口一利委員長 榊原係長。

○榊原係長 ぜひとも、うちらも、まずアイゴの被害等についても、なかなかアイゴとかイスズミとかというのが漁獲対象物ではございませんので、市場調査とかでもなかなか上がってこないのが現状でございますので、そういった点も調べたりとか、漁業者さんの協力というのが非常に必要になってくるかなというふうには思っているんですけども、そういった協力を仰ぎながら調査を進めて、少しでも対策を進められるところ、先進地等の確認も行いながら進めていきたいというふうには思っております。

○河村 孝委員 以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、大変貴重な話をいただきました。近年は食害等々もあろうかと思うんですけども、多くの藻場がどんどん消えていく中で、多分岩尾博士のほうも連絡いただいているかと思うんですけども、答志のほうで今まで藻場がなかったところに、突然昨年度から藻場がたくさん生えてきたという事例があって、どうも分からへんような状況なので、それについては何か考えられることというのはございますでしょうか。

○浜口一利委員長 岩尾主査。

○岩尾主査 去年、おとし、毎年、この5年前かぐらいから黒潮の大蛇行が起こっているんですけども、大蛇行といっても一つのコースを通るだけでなく、毎年というか、毎月というか、刻々と流路を変えるんです

けれども、ちょうど答志島の東の辺りをかすめたり、また神島のほうにずれたり、あるいはもうちょっと愛知県側にずれたり、ちょうどあの辺が黒潮が来たり来なかったりという辺りになるように観察しています。去年確かに、それまで生えていなかった、あるいは平成の最初の頃から少なくなった場所が、突然アラメが増えたという報告は聞いていて、多分潮流が、いい潮流というか栄養が、本当は黒潮は栄養ないんですけども、潮目に当たると栄養がよくなったりして、その影響と、あと従来あの辺が持っている激しい潮流のおかげで、栄養の回りもよくなって生えたのかなと思っています。ほかによくなる原因は特になかったの、それぐらいかなと考えています。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

といいますと、結果的に、その自然現象の影響が大きくて、例えばその黒潮の影響がこういうふうな状況になれば、まだまだ生える余地は海の中にはあるということなんですよ、今のところ。そこで、その浮泥とかというのが今、一つの原因の中にもありましたけれども、確かに浮泥の中で、そういう潜っていると、そういう藻が生えていないところというのは、確かにそういうのがあるんですけども、その本当の原因とあって、それを取り除くものとかって何かあるんでしょうか、浮泥の原因というのは、今プランクトンの話とかありましたけれども、ありますか。

○浜口一利委員長 岩尾主査。

○岩尾主査 それは、なくならないです。なくならないというか、やっぱり上流のほう、伊勢湾内とか河川域とか、そういうところから入ってくるもの、入ってくるというか、本当はそこで入らなくする、自然の物質循環の機構が働いていけばいいんですけども、それが、仕方ないですけども、不十分にしか働かない今の環境があるもので、どうしてもなくならないですね。鳥羽市の場合は、たまたま潮流なんかがよくて環境がよければ、浮泥がたまりにくいという状況がつけられると思います。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 最後にお聞きしたかったんですが、今ちょっと忘れてしもたな。何やったかな。

○浜口一利委員長 また、思い出したら言うて。

○濱口正久委員 すんません。

○浜口一利委員長 ほかに。他にございませんか。よろしいですか。

(「ああ、そうや、思い出した」の声あり)

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 その中で、鳥羽に合ったやり方というのは、今のところ頭の中にあるのか。こういうふうに、鳥羽やったら藻場再生のやり方というのは、何か見つかっているのかというのだけ教えていただければ。具体的話じゃなくて、何かこういうのがあるんじゃないかなというような。

○浜口一利委員長 岩尾主査。

○岩尾主査 鳥羽の場合は、本当に運がいいというか、地域柄と思いますけれども、漁協の青壮年部が地元の学校なんかと一緒に活動しているというのがあって、あれはほかの地域ではなかなか難しいことなんですけれども、あるので、そこに任せっきりせずに、今までも相談を水産研究所は受けているんですけども、もう少

し密に連絡を取って、できそうなところから、生えそうなところをしっかりと維持するというのが、鳥羽が一番できると思います。ほかの地域では、もう手遅れでできないんですけれども、鳥羽はそれができると思います。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。今まで多分同じ場所で、同じようなやり方でやっていたところを、きちんとそういう場所を見つけてそこでやるって、効果的なことをやるということですね。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 もう昼回って、まだ質問、議論続いていますけれども、他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 磯焼けの件については、水産研究所が軸になって、リーダーシップを取ってしっかりやってほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、世古委員のその他については、これで終わりたいと思います。

もう昼回っていますもので、次の積雪についてのその他については、午後からでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、昼食のため、暫時休憩いたします。

(午後 0時16分 休憩)

(午後 1時09分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、1月25日の積雪についてに入りたいと思います。

この件については、委員全員で説明を受け質疑応答を行いますので、よろしくお願ひをします。

それでは、積雪による市内の状況について、それと市の対応について、それと今後の課題についてなど、担当課の説明をお願いします。

寺本副参事。

○寺本副参事 総務課防災危機管理担当の寺本です。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和5年1月25日の積雪に関しまして、当日の市内の状況と市の対応、それから今後の課題について説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

資料は、総務課資料2、タイトルは「R5年1月25日(水)の降雪について」をご覧ください。

資料上段は、津地方気象台の気象予報を、中段は市内の主な状況を、下段は市の対応を記載しております。

まず、気象台の予報ですが、三重県南部の降雪に関する予報といたしましては、1月23日から25日に発表した、大雪に関する三重県気象情報第1号から第4号が該当します。1月24日に発表された気象情報第1号から第3号では、24日から25日にかけての24時間降雪量は、三重県南部の多いところで1センチから5センチが予想されておりました。1月25日午前6時23分に発表された三重県気象情報第4号では、25日午前6時からの24時間降雪量は、三重県南部の多いところで10センチが予想されておりました。

なお、注意報としては、1月24日15時8分に風雪注意報を発表、翌日の25日午前4時57分に風雪注

意報解除、その15分後の25日午前5時17分に大雪注意報を発表し、約5時間後の午前10時7分に大雪注意報が解除されています。

次に、市内の主な状況ですが、1月25日未明から明け方にかけて降った雪の影響により、市内全域で10センチ程度の積雪となりました。

市内の道路の状況につきましては、後ほど建設課より報告がありますので、ここでは割愛をさせていただきます。

鉄道ですが、近鉄の五十鈴川から白木間が一時運休となりましたが、部分的に順次再開し、10時58分に市内全区間で運行が再開されています。それから、市営定期船につきましては、始発から全航路で運航を見合わせておりましたが、順次再開し、10時25分神島航路再開により全便再開となりました。次に、かもめバスにつきましては、石鏡港線が終日運休。そのほかの路線も、大幅にダイヤが乱れました。

幼稚園、小中学校は、全校終日休校。保育所は順次開所し、正午頃に全8保育所で開所となりました。

また、加茂連絡所、鏡浦連絡所、海の博物館、市立図書館など、公共施設が終日臨時休業となりました。

なお、翌日以降も雪は残りまして、市内の交通に影響が残ったという状況となりました。

次に、市の対応につきましては、総務課では積雪による影響について情報収集と整理を行い、各課への伝達を行いました。また、それぞれの施設などの所管課では、施設の開所状況であったり、市営定期船・かもめバスの運行状況を市民向けに発信したほか、各課職員で庁舎周辺の除雪作業などを実施しております。

最後に、今後の課題と感じたことについてですけれども、本市につきましては滅多に積雪がない地域ということもあって、今回のように雪が一気に積もるような状況では、交通の面で少なからず混乱が生じるというふうに考えております。特に、ノーマルタイヤの車両での通行というのは、立ち往生によって渋滞につながる可能性もございますし、運転者も周辺の歩行者も非常に危険な状態になると思います。積雪に備えて冬用タイヤを装着すること、それからタイヤチェーンや数日間分の食料を備蓄することなどを検討していただくほか、積雪時にはできるだけ外出を控えるといった対応を取っていただけるよう、今後は適切なタイミングで市民の皆様には注意喚起を行っていきたいというふうに考えております。

総務課からの説明は以上となります。

○浜口一利委員長 建設課長、お願いします。

○村林建設課長 建設課長の村林です。よろしくお願いいたします。

1月25日から27日までの間の建設課が行った対応について、ご説明させていただきます。

25日、初日ですけれども、職員によってパトロールをして、除雪作業、融雪剤の散布というのを、鳥羽や安楽島地区、若杉町地内を主な場所として実施させていただきました。今回、融雪剤がすぐになくなっちゃいましたというか、不足になりましたので、事前に市内全域59か所において融雪剤の配布設置をしております。その比較的降雪量が少なかったところから融雪剤を再度集めまして、その再配布等を行っております。足らなかったものもありましたので、志摩の建設事務所にも融雪剤をお借りして、再配布等を行ってございます。

夕方頃になりまして、安楽島橋とか東中学校線などは、急勾配もきついということもございまして、雪がまた凍り始めるということもございましたので、その道路につきましては通行止めの措置も取ってございます。

2日目につきましては、融雪されていない状況の道路がたくさんありましたところもありましたので、JR

鳥羽駅前とか焼飯坂、安楽島リゾート線などについて、業者に除雪の作業を依頼させていただきました。石鏡線につきましては、業者の都合がつかなかったこともあって、ちょっと依頼ができませんでした。本浦線につきましては、開発公社に除雪を行っていただきました。職員による除雪作業、融雪の散布なんですけれども、安久志線、東中学校線とか安楽島リゾート線やおおぞら保育所前の道路などに、職員自ら融雪剤の散布、除雪作業を、この日も実施させていただいております。この日についても伊勢市から融雪剤をお借りしまして、本浦とか石鏡には、また融雪剤の配布を行っております。

27日につきましては、引き続き、まだ除雪が残っておったJR鳥羽駅前とか安楽島リゾート線について、除雪作業を業者にやっていただきました。石鏡線については、ようやく業者の都合がついて、この日から除雪作業をやっていただくことになりました。この日によりやく融雪剤の確保が、業者から100袋確保することができましたので、それについて、またその日、各場所に配布をすることができました。あと、安楽島墓地前の道路とか、池上団地前の団地幹線におきまして、職員がその日についても除雪作業、融雪剤の散布を行ったところです。

業務についてはそういうところがございますが、あと課題等がございます、融雪剤の確保ということで、市内に59か所155袋を、例年12月から各ポイントに配布しているところです。予備については、約50袋ぐらい例年確保しとるということなんですけれども、この日、今回は融雪剤がすぐになくなったということで、もう少し増やさないかなということでございます。大幅に増やすということは、品質の低下もございますので、今後は100袋ぐらい確保するように努めていきたいというふうに考えております。

融雪剤の散布につきましては、近隣住民に散布してもらおうという方法をとっておったんですけれども、過去には行政放送によって動画を流したりして、その散布の仕方というのを周知しておったんですけれども、最近その動画を流していないということもありまして、今後は、また方法とか、ホームページにその辺の周知をして、まいていただくようなことも積極的にやっていただくように周知していきたいというふうに思っております。

あと、今回、除雪の委託なんですけれども、明らかにちょっと遅かったなということは反省させていただいております。今回の業者委託、手配するのに、業者さんの重機の保有状況とか施行体制を確認しながら依頼させていただいたということもあって、非常にちょっと苦慮したところがございます。商工会議所とか建設業協会とは、災害協定については現在結んでおるところでございます。ただ、災害協定につきましては、本日委託して、すぐさま出て行くということではないので、何とか災害協定対応できていると思うんですけれども、今回の雪のように、お願いしてすぐ動いていただかないかなということもございまして、この辺については、もう少しこの災害協定等を通じて、早期に動けるように協議を進めるとか、速やかに委託業務が頼めるような体制を整えていくことが必要やということで、それについては、すぐさま検討して決めていきたいというふうに考えておるところでございます。

課の公用車につきましても、スタッドレスタイヤ3台分は確保させていただいておったんですけれども、やっぱりそれやとちょっと少ない。業務へ行ったら、もうすぐ車がなくなっちゃうということもございまして、もっとスタッドレス、課の車にできるように、また購入して、今度はそれを十分生かせるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

どのように進めていこうかというところなんですけれども、実は私も、1月25日に積雪があって、1日後に鳥羽へ来たときに雪が大変多かったので、びっくりしたところなんですけれども、いろいろなニュースでは聞いていたところなんですけれども、そのときに、このような被害があったときには、委員会としていろいろ調査活動をしながら動いたほうがよかったかなというような、そのような反省点がございまして、各委員が聞くより、委員会で聞いたほうがいいかなというところで、今日はこのような機会、委員会での時間になったんですけれども、これまで常任委員会も開いていなかったもので今日になったところなんですけれども、市内の状況の説明については、総務課からのほうも建設課からのほうもお聞きしたところで、またその流れの中で、特に私が聞きたかったことは、今後の課題についてどのような対応をされるのかなという、そのようなところが非常に興味があったところなんですけれども、我々議員も執行部の皆様と一緒に共有した中で、そのようなことが解消できればなというところなんで、そのあたりを今日はいろいろお互いに話をさせていただければなというところだと思うんで、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

委員の皆様方にも、今、市内の状況、市の対応について、また今後の課題についてお話があったところなんですけれども、この件について、まず市内の状況について、どのようなところが大変だったかというのがあれば、またそのような話からお願ひしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。課題があったというところでもいいんですけれども。進め方、どんなしたらいいかな。

(「状況はもう大体分かっているんで」の声あり)

○浜口一利委員長 状況はな。特に……

(「いいですか、委員長」の声あり)

○浜口一利委員長 はい。

○河村 孝委員 状況の説明をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、大前提として、今回どんな年配の人に聞いても、これだけの雪が降ってこれだけ残ったと、3日も4日も残ったというのは、もう記憶がないというぐらいに、特に南鳥羽地域のほうが最後までずっと残った状況という中で、70年、80年生きてきて初めてやという人ばかりだったんで、皆さん、想定外のことが多々あったというのが大前提だと思います。その中で、各課少ない職員の中で一生懸命やっていたらいて対応していただいたことは、高く評価したいと思います。

委員長からも話があったように、今回起こってしまったことを反省して、次にどういうふうにするのかと、どういうふうに行動するのかということが大事だなというところの点について、幾つかお話しさせていただきたいというふうに思います。

まず、本浦線は開発公社がやっていたらいて、石鏡線も業者さんを依頼して、建設課、確かに町内会長から建設課に言って依頼してもらったんですけれども、まず本浦線についての開発公社、それも本浦の町内会長が自ら交渉をしてというところでの対応だった。石鏡線についても、業者は来てくれたんだけど、課長の案内にもあったように、除雪車を持参していない、持っていない中で来てもらった。でも、ほかの業者さんが、あるホテルの社長さんが、自分ところの道をするのに個人的に頼んであったホイールローダーがあったんで、

それを利用しようとしたけれどもできなかったという内情があったわけですね。

業者さん、要するに、こういった地域なんで除雪車を持っていないわけですね。それぞれの災害協定を結んでいる業者さんが、数が足りないというところで、じゃ、それを何十年かに一遍のそれに備えて、業者さんにその除雪車を購入してもらうのかと、これはもう全く不可能な話でして、じゃ、どうするんだということであれば、もう私の考え方としたら、志摩・伊勢ともそういった協力関係を結んでいますけれども、もう少し範囲を広げて、松阪とかそういったところでの、災害協定の幅をもう少し広げてはどうかというふうに思うんです。

今回、志摩と伊勢とも相談したけれども、追いつかなかった。実は、パールロードは早いこと対処してもらったんですね。それは、志摩建設事務所管内の業者は大きな機械を持っているんで、対応が早かった。でも、鳥羽市内の業者さんは、除雪に使えるようなホイールローダーを持っていないんで、なかなか順番が回ってくるのが遅かったという現状だったと思うんです。例えば、そういったところでも、パールロードの除雪が終わったら、引き続き市道もお願いできるような協定の組み方とか、融雪剤についても、先ほども言ったように、伊勢・志摩だけでやり取りするんじゃなくて、場合によっては松阪とかもう少し広範囲で、お互いが融通できるような形のもの。課長おっしゃいましたけれども、融雪剤の品質の劣化、保管している間にそれがカチコチになってしまうと、使えなくなるわけですね、当然ね。なんで、じゃ、どんと買って置いときゃええもんかというもんでも僕はないと思うんで、広域での広範囲での災害協定をもう一回見直すことが第一歩と違うのかなというふうに思います。まずそれが1点。

融雪剤をまいていただいたんですけれども、除雪をしないまま融雪剤をまいたというところが、あちこちにあったんですね。その結果、どういうことが起こったかという、結局凍らなくても通れないという状況が起こったわけです。市民の皆さんも、自治会の皆さんも、こういったことは初めてなんで慣れていないんですよ。なんで、その辺のその情報の共有の仕方。まず、案内としては、自治会も市民の皆さんも一緒に協力してくださいと呼びかけることが大事じゃないのかなというふうに思うんです。雪が降った段階で、固まってしまいう前に、新雪の間に、やっぱり除雪をしなきゃ駄目なんですよ。その後に融雪剤という形にならないと、なかなか融雪剤としての効き目もないと。特に細かい市道、機械が入っていかないところは、当然地元の人らにやってもらうしかないわけですね。そういったところでの、その自治会と市民への呼びかけをもう少し丁寧やって、凍る前に、新雪のうちに除雪してくださいよという案内を徹底できればよかったのかなというふうに思います。

いずれにしても、こういった少ない人数の中で、何十年かに一遍の災害の対応においては、備えなきゃならないけれども、備えるための予算の限度もあるというところで、私の考え方としては、もう少し災害協定を広域にして、何とかお互いがカバーでき合えるようにするというところと、市民・自治会の協力を積極的に呼びかけるというところをやられてはいかがかなというふうに思うんですけれども、課長、どうでしょうか。

○浜口一利委員長 建設課長。

○村林建設課長 今、河村委員がおっしゃったように、広域的な協定というのは非常にいいのかなと思います。伊勢建設事務所とかには聞いたんですけれども、伊勢建設事務所が、もう守備範囲というんか、管理範囲が広いので、もう全部まいちゃったで、もうないわと言って断られたんですよ。ただ、伊勢市については、市内に

限られて、どちらかという和多分南のほうがようけ降ったんやろうなと思いますんで、伊勢市は融雪剤あるわということで、それでお借りすることができました。

それで、今回みたいに全体的に同じように降ったのではなくて、特に鳥羽でも、鳥羽の北側の地方がようけ降ったんですかね。南側のほうは比較的少なかったとか、内陸部のほうが少なかったんですかね、というような差がございましたんで、そういうことを考えると、同じ三重県の伊勢、松阪範囲ぐらまで行くと、やっぱり雪の量が全然違うのかなということもあって、そのときの融雪剤の使い方も多分違うのかなということで、広域的な協定とか、一応協力体制を結ぶことによって、その辺はかなり違ってくるのかなと思います。

あとは、今回みたいに、この何十年に一遍というような災害と言っていいんでしょうか、どうか分からないですけども、こういう降雪があったときは、やっぱりどうしても市民の協力がないと、どうしようもないようなところもございまして、この辺は復活できるかどうかはあれですけども、例えば散布の方法を前はビデオで流していたというようなこともございまして、それを例えばホームページに流すとかということで、まき方とか、どういうふうにして対応をお願いしますというようなことをちょっとPRしていくのが、一番いいかなというふうに思っております。

今回、融雪剤とか凍結防止剤とかいろいろあるんですけども、今回の薬品とか薬は、一応融雪剤ということで、熱をある程度出して解かすという作用もあるようなものを使っております。ですんで、多少雪があるところへまいても効果はあるんですけども、ただ1回解けて、その解けたときにちょうど夜になってしまうと、またそれが凍るということがございまして、やっぱり委員さんもおっしゃるように、うまく解けてからまくのが一番長く持つということなんです。凍結防止剤というのは、いわゆる普通の塩なんですけれども、塩とかやったら、手で持ってもまいても全然問題ないし、解けるのも融雪防止剤に比べて遅いので、長いこと、事前にまいても、前の日からまいても効果があるよというものでございます。

ですけれども、今回の融雪剤はカルシウムというものを使っておりますので、手で直接触ったりすると、もし濡れておった手で触ったりすると、ちょっと熱が出てきたり手が荒れたりするものですから、何か容器に入れてまくとか、そういうことをしないといけないということで、過去にも行政放送などで「こういうふうにまいてください」というビデオを流していたということでした。ですんで、これについては、またそういうふうをお願いしていかんと、簡単に言うとやけどですよ、そういうことを起こしてしまいますので、これは十分周知していかないかなというふうには思っております。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 融雪剤については分かりました。その業者さんとの業務提携、災害協定の結び方、今回の事例で言うと、パールロードは除雪できた、けれども石鏡線が除雪できていないんで、パールロードは通れるようになってとっても、石鏡の港からパールロードまでは上がれなかったわけですね。本浦も開発公社のローダーでかいていなければ上れない状況なんです、もうほかに迂回路がないんでね。

だから、そういったところで、例えばパールロードは志摩建設業者さんがやってくれました。石鏡線は、うちら手出せやんねやという話やったわけですよ。そういったところでも、せつかくパールロードまでやってもうたんやったら、石鏡線もついでにかいてもうたらええんではないのかなと思うんです。だから、建設業界

の区域を飛び越えて、その辺の話をうまく災害協定に結びつけられやんものかなと思うんですけども、いかがですか。

○浜口一利委員長 建設課長。

○村林建設課長 そうですね、ごもっともです。

この辺は、恐らく担当同士、業者もそうですけれども、担当同士の話やと多分難しいかなと思いますけれども、協会を通じてとか、それぞれ参加していただいている協会の代表者の方は皆さん社長さんなんで、その辺ともお話しさせていただいて、契約の仕方はいろいろあると思いますけれども、とにかく重機を持っておられるのは間違いないんで、その辺でうまく対応していただきたいというようなことは伝えて、今後もしあいうことがあったら、時間的な都合もありますけれども、時間に問題なければやっていただくように手配させていただきたいなというふうに思います。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 ぜひ建設課と、また志摩建設事務所、ほんで、その辺協定を結ぶときは総務も関係してくると思うんですけども、こちらから多分話しせんと、課長、無理やと思います。業者同士に、そういう横のやり取りをと言っても無理なんで、ぜひその辺は、もうこういったことがあったんで、次対応できるようにしっかりその辺の話を詰めて、災害協定の広域化等もう少しきめ細やかな協定の結び方を、お互いが融通できるように前へ進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 河村委員、ありがとうございます。

他にございませんか。この件以外でもよろしいですけども。

(「委員長、よろしい」の声あり)

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 安楽島リゾート線でお世話かけました。ありがとうございます。僕らのところも25日の朝から積もって、通行できるようになったのは27日の午後からでしたもので、3日間、特に緑の村の住民、僕もそうですけれども、もう諦めて缶詰め状態でも、まあそのうち解けるやろというそういう対応をしていました。建設課の職員も、それから業者さんも来てもらってお世話をかけました。これは、建設課の職員、市の職員も含まれとったんかな、雪かきで厄介をかけました。まずそれ、お礼を言うときます。

住民の方は、融雪剤か凍結防止剤か、これもちょっとよう分からんで、僕もよう分からんだけれども、せめてそれをまいてもらったという声もありました。それは、以前の、四、五年前の降雪のときには、融雪剤かな、その袋が道路沿いに積んでありました。しかし、今回はなくて、最近また積んであるようになりましたけれども、あれは融雪剤なんですか、凍結防止剤なんですか。今、緑の村の安楽島リゾート線に積んであるのは、どちらなんですか。

○浜口一利委員長 建設課長。

○村林建設課長 今あるやつは全部融雪剤です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 融雪剤。そうすると、まず雪が降る前に、もう積もるだろうというときに凍結防止剤をまいと

いて、そして凍結を防ぐと。それから積雪してから融雪剤をまいて、簡単に除雪できるようにするという使い方なんだそうです。僕もそれを分からんで、後から調べてようやく分かったような状態です。そやもんで、今積まれていますけれども、もう今年は雪はないやろうけれども、また来年中になったときに、その融雪剤の使い方を、積まれているのを、安楽島リゾート線なら戸上健に任せますと。あんたが来て、それをまいてくださいとしたら、建設課から、課長から僕のところにメールもらって、もうすぐに凍結防止剤をまき出してくださいとか、積もったから融雪剤をまいてくださいとかというようなことがあれば、地域住民のコミュニティーで何らかのアクションができるというふうに思うんですね。そやもんで、先ほど発信のことも言われていたけれども、そのあたり意思疎通が、地元の住民で働ける人、動ける人とタイアップできるのを、ちょっと考えていただきたいというふうに思います。

緑の村というのは、自治会があらへんもんで、町内会があらへんもんで、そやもんで、建設課も「一体どこへ言うていったらええんやろ」というふうに思われるというふうに思うんです。僕が窓口になりますもんで、使うてもらえればというふうに思います。よろしくをお願いします。

○浜口一利委員長 他にどうですか。

山本委員。

○山本哲也委員 いろいろと対応のほう、ありがとうございます。それで、いろいろと私らも、市民の皆さんからも、当日とかそれ以降でも声をいろいろと聞くことが多かったと思うんですけども、まず確認しときたいんは、今回は、これ災害ということになっていないということやったんで、災害の対策の本部ですとかそういったものが設置されていなかったというふうに思うんですけども、そこでの指示系統というか、どういったそういうふうな差配というか、誰がどう情報を集めて、どこがどういうふうに対応しとったかというところを、ちょっと聞かせてもらっていいですか。

○浜口一利委員長 寺本副参事。

○寺本副参事 お答えします。

鳥羽市災害対策本部の警戒体制（第2配備）、それになるには、大雪警報がトリガーになります。今回は風雪注意報ということで、どちらかという強風に注意してくださいという注意報なんです。災害対策本部の警戒配備には当たらないということでした。ただ、大雪警報級の12時間以内に10センチ程度以上積もるといような状況が今回ありましたので、災害対策本部は立ち上げておりませんが、それに準じる形で総務課職員出動して、各課からの情報提供をお願いしながら、それを収集して、それぞれ各課に情報提供したという流れです。ですので、災害対策本部を立ち上げていませんが、立ち上げたと同じような形での対応を今回行ったということです。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。その辺、難しいところかなとは思いますがけれども、受けた我々、市民の皆さんとか「あんだけ雪降ったら、これはもう災害やろ」といような声もありましたけれども、そこを設置するトリガーのところの条件にははまっていなかったというところで、今回そういう体制を取らずとも、それに近い体制で対応していただいたということやと思います。

これ、気象台の予報等にも書いてありますけれども、ここのせいにするわけじゃないですけれども、ほぼほぼ違うんですよ。違うというか、読みが、見込みが甘かったという、こっちの。それ以上に降ってしもたということで、今回のような感じになっとなのかなと思うんですけれども、我々もそうですけれども、正直自分もそこまで降るとは思っていなくて、朝の状況で、予報との差にびっくりしたというのが現状やったんで、今後気をつけなあかんと思ったんは、たとえ2センチや5センチでも積もればというところの認識を、ちょっと変えなあかんというふうに思ったのと。

あと、先ほどからちょっと融雪剤の散布についていろいろとあったかなと思うんですけれども、課長、周知していろいろとしていただけというふうに言っていますけれども、戸上さんもおっしゃっていただきましたけれども、置いてあるんは知ってるけれども、誰がどう使うかというところまで、皆さん結構頭に入っていなかったのかなというふうに思います。焼飯坂のところでもいろいろと対応をお願いして、置いていくとかという話をさせていただきましたけれども、じゃ、置いていったやつは誰がどうするのかというところまでは、どのタイミングですとか、そういったところまではまだ詰めきれてない状況なんですよ。

なので、多分これって、どこの地域でも同じようなことがあると思うんで、例えば通行止めになっった旧安楽島橋とか、あの辺も入り口に両方置いてもうとったけれども、じゃ、あれは誰がまくんやとか、放送でまいてくださいねと例えばなっったとしても、誰かがまくやろで終わってって、じゃ、誰もまいていないし、どうしたらいいんやろとかというふうにもなりかねんのかなというふうに思うので、この辺はしっかり、そういうふうになったときの場合というところを、しっかりそういう交通の危険性、積雪による危険性があるところとかの自治会さんですとか、戸上さん、やるよとは言ってくれましたけれども、人に頼るんじゃなくて仕組みとしてしっかりと対応できるように、そういう仕組みをつくっていただきたいとか考えてもらって、各自治会さんのほうと協力を進めていかんと、じゃ、戸上さんをお願いしたかて、いつ戸上さんが毎回動ける状況にあるとは限らんわけですよ。出張されとっておらへんですとか、そういう状況になったときに、人に頼ったらできる・できひんが出てくるので、その辺は、ここに置いとくやつはどういうふうに、どのタイミングでとか、その協力体制をしっかりと取ってもらうとかというところは、これ10年に1度のペースです、今のところ来ていますんで、じゃ、これが5年後来たときにも同じように対応できるようにしてもらわなあかんのかなとも思いますし、その辺は、まだ皆さんがあの雪を鮮明に覚えているうちに、そういう仕組みをつくってもらっておいたほうがいいのかというふうに思うんで、その辺は多分、防災のほうとかの取組とかにもなってくるかと思うんで、建設さんと防災さんのほうとかと連携を取りながら、そういった仕組みをしっかりとつくって、雪のときの対応というところをしっかりと教えるといったらあれかもしれないですけれども、しっかり住民の皆さんと、今回役所でこう感じた課題ですとか、そういったところを共有していただきたいなというふうに思います。

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

建設課長、何かありましたら。

○村林建設課長 今のお言葉、ありがとうございます。やっぱりビデオで流すだけでは、それはもう私がやらなあかんと思ってる方もみえるんですけれども、そうでない方もいらっしゃると思いますんで、自治会から順番に声をかけていって、対応しきれるように考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 当日、25日の朝、外へ出たら、もう家の前に20センチ以上の雪が積もって、車もどこへも行かないというふうな、出られないというふうな状態です。僕は徒歩で一番やっぱり坂、国崎の漁港からパールロードへ上がっていく、その道のところを見に行っただけですけども、その辺がもうちょっと車が立ち往生しとったり、とても人も歩けるような状態やなかったんで、議会事務局長のほうへも写真も撮って送ったり、何やかや電話で話して、こんな状況ですよというふうなことを言うたんです。それで、融雪剤が途中に、パールロードから下りてくるところにありましたので、滑るようなところへ自分でまいてきました。

それから、もう一つは、相差へ行く、国崎では茂吉屋の坂言うんですけども、ダイアナビーチからちょっと上がったところの相差へ行ったほうの坂があります。そこもやっぱり車が立ち往生しとったというふうなところで、これ、相差から来る道は下りやもんで行けるけれども、今度は迂回路という、この国崎の漁港からパールロードへ上がる道、そこも結局通れなくて、そういう連絡がないんですよ。迂回路、どこをかってえんやら分からへん。途中まで行ったけれども通れへんかって、また戻ってきてという、行ったり来たりする人たちが、車が何台かあって、そういう通行止めの連絡というのは、例えばとばメールで、この区間は通れませんよというふうな情報が全然なかったもんで、もう行ったけれども行かれへん、また戻ってきた。違う道を行ったけれども、また行かれへんというふうなところでの、やっぱり情報の伝え方というんか、まずは現場を把握しやないかんのですけれども、そういうふうなの連絡という、車乗ってきとる人たちに対して、とばメールか何かでの、今ここからここまではちょっと通行止めという、やっぱり建設課のほう現場を見て止めやないかんのかも分かりませんが、その辺の情報がもうちょっと、車を持っている通る人に対して情報提供できていけばなというふうに思ったんですけども、その辺の情報をどこまでつかんどったかというのは、建設課のほうではどうなんですかね。

○浜口一利委員長 建設課長。

○村林建設課長 やっぱりその辺の情報は、建設課のほうとしては、直接はつかめていなかったです。パトロールも限られたところしか行けなかったこともありまして、多分1日たってから、どこがどうというのは多分言えるんですけども、その日の午前中どうなんやというのは、なかなか確認することができないので、それはどうしていくかというのは、本当に今後の課題になるのかなと思っております。例えば、1日たって夕方になったらある程度の情報が入ってくるんで、そこからだったら、ある程度の情報は流せるとは思うんですけども、かなり複雑になりますんで、なかなかメールでは難しいところもあるのかなと。

通行止めというのは、なかなか生活幹線道路がほとんどですもんで、今回も通行止めさせていただいたのは、安楽島橋と、あと東中学校線で、あそこは止めても別のルートがあるなということで止めてさせていただいたんですけども、リゾート線とかを止めてしまうと、恐らく通れなくなって帰れる人がいなくなるんで、ああいう道路については、本当は止めたほうがいいのかも分からんですけども、あえて通行止めという形にはしていません。ですんで、その辺もどうしていくんかなというのは、本当に今後の課題かなと。管理者から言ったら、止めたほうがいいですよ。ですけども、止めたら家に帰れない人が随分出てきますので、そこはちょっと難しいところかなというふうに考えております。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 やっぱり、その各地区地区の状況を、町内会長なり、あるいは議員もそうですし、そういうところからやっぱりどっかへ集めて、議員は、僕らも議会事務局長のほうへ、こういう状況ですよというふうなことを言いましたし、町内会のほうから、各地区からの情報提供をきちんと受けられるような、そういう「どこかに連絡してください」というふうな、そこでつかまんと、なかなか建設課のほうから現場へ行けないわけですから、そういう情報を入れるというのはやっぱり難しいかと思えますので、そういうことからすれば、やっぱり各町内会の会長さん。会長さん、大変だったと思えますよ。今回でも、うちの国崎のほうからも、いろんな融雪剤を持ってきてくれとかというふうな、持ってきてもやっぱり2袋しかなかったりとかいうふうな状況もありましたので、情報をまず、地区の情報は町内会のほうから入れてもらうというふうな、そういう体制をやっぱりつくらんと、なかなか現状の状況というのは分かりにくいんじゃないかなと思えますので、今後ともそういう町内会との連携を深めながら、情報収集に当たってもらうということをお願いしたいと思います。以上です。

○浜口一利委員長 この件については、どうでしょうか。もう時間もたっていますけれども。

山本委員。

○山本哲也委員 世古さんのところに乗っかる感じになりますけれども、情報をもらう工夫ということですよ。なかなか少ないメンバーで、市内全部に見に行くこともなかなかできないと思うんで、そのもらう工夫とかというところを上手にしてほしいなというふうに思っています。

例えば、今、天気予報とかですと、その場における人が今の天気どうやって発信して、それを集めた状況が今の天気予報で分かるというような、テレビの天気予報の時間もある感じなんですよ。なので、例えば防災でLINEアカウントとかでも1個持つといて、受けるためとかというところで持つといてもらうと、そこに写真を市民の皆さんから、まあ、どんどん来ることになるかもしれませんが、簡単に市内の情報というのが送れるようになるわけですよ。いろんなことにこれ活用できるかなとも思うんで、市が「皆さん、すみません。なかなか行けませんもんで、情報ください」というのは、僕何一つおかしいことやないと思うんで、そういう情報の取り方もいろいろ研究しながらやっていってほしいなというふうに思います。

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 今日、雪の被害の状況ということで時間を取っていただきました。当然、今日の出た話の中では、除雪の委託とかを含めた災害協定というところが大事なところだとは思いますが、やはり今の意見、速やかに情報を把握して市民に呼びかける、そのような体制がやはり第一歩かなというようなお話がございました。そういうことも含めて、我々議員も意識を共有した中で、どんなことができるのかなというのを、また今後いろいろ協議していきたいと思えますし、協力も当然当たり前のお話なので、そのような思いで今日は時間を取っていただきました。本当にありがとうございました。今後とも、市民の期待に応えるように、しっかりお願いしたいと思います。そういうことで、今日はありがとうございます。

それでは、以上で本日の委員会を終わりたいと思えますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これもちまして、行政常任委員会を散会いたします。
どうもありがとうございました。

(午後 1時59分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和5年3月13日

行政常任委員長 浜 口 一 利